

## 令和3年度 社会教育主事講習（一部科目指定講習）開催要項

国立大学法人 香川大学

### 1 目 的

本講習は、社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を修得している者を対象として一部の科目を指定して実施するもので、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）に基づき実施し、社会教育に携わる専門的職員等の資質の向上を目的とする。

2 主 催 文部科学省

3 実施機関 国立大学法人 香川大学

4 開催時期 令和3年10月9日（土）～令和4年2月19日（土）  
10/9（土）、11/13（土）、12/4（土）、  
1/22（土）、2/5（土）、2/19（土）の6日間  
※新型コロナウイルス感染拡大状況により、やむを得ず開催を中止する可能性がありますのでご承知おきください。

5 会 場 〒760-8521 高松市幸町1番1号  
香川大学幸町北キャンパス 研究交流棟6階  
香川大学地域連携・生涯学習センター

### 6 開催科目及び単位数

社会教育主事講習等規程（新規程）第3条で定める科目のうちの、以下の2科目及び単位を開設する。

ア 社会教育経営論 2単位

イ 生涯学習支援論 2単位

※新型コロナウイルスの影響により、全日程終了前に講習を中止せざるを得なくなった場合、一部又は全ての単位認定が出来ない可能性があります。また、一部の講習をTV会議システムやZoomなどのオンラインアプリを用いた非対面式で実施する可能性があります。（その場合の具体的な実施方法や実施講義等については、現在検討中）

7 日程・講習科目、単位数及び講師等 別表1のとおり

8 募集人数 35人

### 9 受講者の居住地の範囲及び受講資格

(1) 受講者の居住地の範囲 四国地区（愛媛県、高知県、徳島県、香川県）

(2) 受講資格 社会教育主事講習等規程第2条の各号のいずれかに該当する者のうち、主として社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を修得している者を対象とする。

**【社会教育主事講習等規程第2条】**

講習を受ける事ができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和26年法律第17号。以下「改正法」という。)附則第2項の規定に該当する者(注1)

(2) 教育職員の普通免許状を有する者

(3) 2年以上法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者(注2)

(4) 4年以上法第9条の4第2号に規定する職にあつた者(注3)

(5) その他文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者(注4)  
(注1)

旧大学令(大正7年勅令第388号)、旧高等学校令(大正7年勅令第389号)、旧専門学校令(明治36年勅令第61号)若しくは旧教員養成諸学校官制(昭和21年勅令第208号)の規程による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成所学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は大学に2年以上在学して62単位以上を取得した者とみなす。

**(注2)**

(1) 社会教育法第9条の4第1号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。

1. 文部科学省(文化庁及び国立教育政策研究所を含む。)、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第3項に規定する大学共同利用期間法人(以下単に「大学共同利用機関法人」という。)、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職

2. 地方公共団体の教育委員会(事務局及び教育機関を含む。以下同じ。)において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職

3. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職

4. 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職

5. 図書館法(昭和25年法律第118号)第4条に規定する司書の職

6. 博物館法(昭和26年法律第285号)第4条第4項に規定する学芸員の職

7. 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者(常時勤務する者に限る。)の職であつて、文部科学大臣が(1)の1から(1)の3に掲げる職に相当すると認めた職

8. その他文部科学大臣が(1)の1から(1)の7までに規定する職と同等以上と認めた職

(2) 社会教育法第9条の4第1号ハに規定する社会教育に係のある事業における業務

であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。

1. 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興機構及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
2. 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
3. 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
4. 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
5. 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
6. 独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 13 条第 1 項第 3 号に規定する国民等の協力活動
7. その他文部科学大臣が(2)の 1 から(2)の 6 までに規定する業務と同等以上と認めた業務

**(注 3)**

社会教育法第 9 条の 4 第 2 号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。

1. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の学長、校長（園長を含む。）副校長（副園長を含む。）、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師（常時勤務する者に限る。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員（常時勤苦する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 7 条に規定する職員のうち栄養の指導生及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第 6 条に規定する施設の当該職員を含む。）の職
2. 学校教育法第 124 条に規定する専修学校の校長及び教員の職
3. 少年院法（昭和 23 年法律第 169 号）第 1 条に規定する少年院又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 44 条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
4. その他文部科学大臣が(3)の 1 から(3)の 3 までに規定する者の職と同等以上と認めた職

**(注 4)**

社会教育主事講習等規程（昭和 26 年法文省令第 12 号）第 2 条第 5 号の規程に基づき、社会教育主事講習を受けることができる者として文部科学大臣の認める者は、社会教育

法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 4 第 1 号に掲げる職及び業務に相当する職及び業務に 4 年以上従事した者とする。

## 10 受講申込の方法

(1) 受講申込者は、下記の書類を整え 9 月 1 日（水）までに、居住地の県教育委員会に提出すること。

① 受講申込書（様式 1）

② 「社会教育主事講習修了証書（写）」又は「社会教育主事講習修了証書の修了証明書」（社会教育主事講習修了証書の授与を受けた大学等において修了証明書の交付を受けてください。）※写しの場合は、所属長の又は所轄庁の原本証明を得ること。

③ 履歴書（様式 2）

④ 受講承認書（様式 3）（所属長の受講承認書。大学在学者については本様式を用いて指導教員等の受講承認を得てください。）※該当者のみ

⑤ 分割受講証明書（様式 4） ※分割で講習科目の受講を希望する者

⑥ 返信用封筒〔角形 2 号（33.3 cm×24.1 cm）に、自己の宛先（住所、氏名、郵便番号）を記入の上、140 円切手貼付のこと。〕

社会教育主事講習修了者を前提としていることから、以下の書類は提出不要とします。

・「卒業（修了）証書（写）」又は「卒業（修了）証明書」

・「教員免許状（写）」又は「教育職員免許状授与証明書」

・所属長の証明する勤務証明書

(2) 県教育委員会は、上記の書類により受講資格の有無を審査し、とりまとめの上、受講申込者一覧表を添えて 9 月 7 日（火）までに必着するよう提出すること。

提出先：〒760-8521 高松市幸町 1 番 1 号

香川大学地域創生推進部地域連携推進グループ  
社会教育主事講習（一部科目指定講習）担当

## 11 分割受講について

年度内及び年度を超えて分割受講を認める。分割区分は、以下のとおりとする。

(1) 「生涯学習支援論」

(2) 「社会教育経営論」

## 12 受講者の決定

実施機関が運営委員会の意見を聴いて決定する。

（注 1）受講者の決定に必要な書類等で不備な点がある場合は、審査対象から除外することがある。

（注 2）受講許可証は、9 月中旬頃に本人あてに発送するとともに、県教育委員会にも受講許可者名を通知する。

## 13 受講者の集合日時及び場所

受講者は、講習会初日の 10 月 9 日（土）8 時 30 分までに、会場の香川大学地域連携・生涯学習センター（研究交流棟 6 階）へ集合し、受講許可証を受付に提示すること。

#### 14 受講に要する経費

2 科目受講分：20,000 円

1 科目受講分：10,000 円

講習会初日の10月9日(土)受付にて集金いたします。

その他、受講に要する経費（教材・資料費、交通費、食費、宿泊費等）は、受講者の負担とする。

※新型コロナウイルスの影響により講習が中止となった場合の、交通機関、宿泊場所等のキャンセル料は、受講者の負担となります。

#### 15 講習期間の交通手段について

会場の幸町北キャンパスは、駐車スペースが少ないため、公共交通機関をご利用ください。やむを得ず、構内の駐車場の利用を希望される方は、事前に「入構希望あり」と下記メールに申請ください。（事前に申請していない場合は、入講できませんのでご注意ください。）

申請先メール：[syogse@kagawa-u.ac.jp](mailto:syogse@kagawa-u.ac.jp)

#### 16 傷害保険について

社会教育主事講習期間中の事故や怪我に備え、傷害保険に加入するなど各自の責任で万全を期すること。

#### 17 宿泊について

宿泊の斡旋は行いません。

#### 18 個人情報の取扱について

提出された書類等に記載された氏名、住所、電話番号等の個人情報は、下記の目的に限り利用します。

- (1) 香川大学における社会教育主事講習の実施に関する業務
- (2) 各県教育委員会において、履修認定等に必要と認める場合

#### 19 その他

- (1) 本講習に関する問い合わせ先

◇香川大学地域創生推進部地域連携推進グループ

社会教育主事講習（一部科目指定講習）担当（TEL：087-832-1273）

◇香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課（TEL：087-832-3771）

(2) 新型コロナウイルス感染予防対策を徹底のうえ実施しますが、感染拡大状況により、やむを得ず開催を中止する可能性があります。中止とする場合は関係各位宛てに適宜通知、連絡します。

(3) 新型コロナウイルス感染予防対策として、講習中は必ずマスクの着用と手指消毒等にご協力願います。

(4) 香川大学はすべてのキャンパスで敷地内全面禁煙となっております。皆様のご理解とご協力をお願いします